

函館市監査公表第14号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年7月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 板倉 一 幸

函館市監査委員 藤井 辰 吉



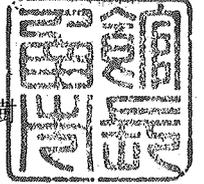
函 農 企

令和元年（2019年）6月25日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

| | | | |
|--|---------------------------|-----|-------------|
| 部 局 名 | 農林水産部 | | |
| 監 査 の 種 類 | 定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ） | | |
| 監査等実施期間 | 平成30年10月3日～平成30年12月25日 | 講評日 | 平成30年12月27日 |
| 調査対象事項名 | 予算の執行 | | |
| 指摘事項, 意見・要望事項 | | | |
| <p>【意見】</p> <p>水産振興費において、平成27年度から、海洋環境の変化による漁業への影響の検証および漁業者による現場での活用のため、海水温などを観測する沿岸漁場海洋環境モニタリング事業を実施しており、今年度も予算計上しているところであるが、設置箇所や計測項目によっては稼働していない機器があるなど稼働率が予想を下回り、今後も安定した観測が見込めないと判断し、未執行のまま事業を中止している。</p> <p>本事業については、漁業者から継続の要望や期待もあったとのことであったが、結果、所期の目的を達成できず、漁業者の期待に応えられなかったことから、今後においては、函館市内の海況の的確な把握や漁業協同組合との連携により、効果的に事業を実施し、一層の漁業振興に努められたい。</p> | | | |
| 措置内容, 対応・考え方 | | | |
| <p>沿岸漁場海洋環境モニタリング事業につきましては、漁業者に漁業現場で活用していただくほか、海洋環境の変化による漁業への影響を検証するための基礎的なデータ収集を目的として実施してまいりましたが、この間、津軽海峡の激しい波浪や潮流等による相次ぐ故障等により、残念ながら、思うような成果をあげることはできませんでした。</p> <p>一方で昨今、スルメイカ漁の不振等、本市漁業が危機的な状況にあるなか、海洋環境観測の必要性は市としても十分に認識しているところでございますので、今後とも地元漁業者はもとより、各漁業協同組合や研究機関とも連携しながら、安定した海洋環境の観測システムの構築を検討し、本市漁業の一層の振興を図ってまいりたいと考えております。</p> | | | |